



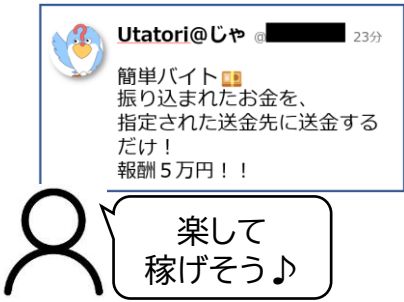
ダメ!!! 「送金犯罪」

※罰則が
創設されます

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！

ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

